

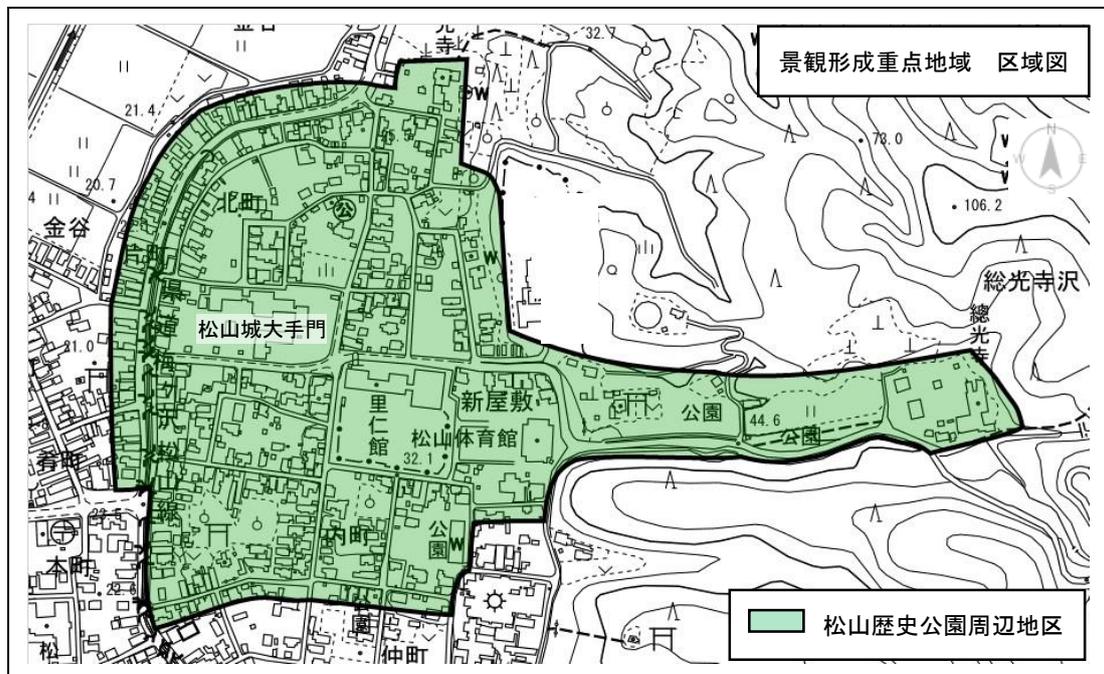
松山歴史公園周辺地区 (平成23年8月指定)

(1) 景観形成重点地域の区域

松山藩の城下町として発展してきた松山地域は、藩政時代から続く人づくりの教育を重んじる伝統の気風や、随所に残る歴史に裏打ちされたまちのたたずまいが「城下町の面影」を見る人に強く印象づけるまちです。

そうした豊かな自然、長い歴史と文化に育まれた松山地域の中でも、歴史公園周辺地区は、松山城址をはじめ、庭園が国指定名勝に、また参道に並ぶ約120本のきのこ杉が県の天然記念物に指定されている曹洞宗の名刹・総光寺や松山藩・酒井家の菩提寺である心光寺など、歴史文化遺産と周辺の伝統的な町屋などが歴史文化風土を今に良く伝えているエリアです。中でも現存する松山城大手門は寛政4年（1792年）に再建された県内唯一の城郭建築であり、楼上には青銅製の鯨一對をいただき、往時の威容を今に伝えています。

これら本市にとって重要な景観資源の保全を図るとともに、歴史的・文化的景観を大切にしたい景観づくりを進めるため、本区域を景観形成重点地域とします。



(字片町、字北町、字肴町、字新屋敷、字本町、字蔵小路、字内町、字仲町、字総光寺沢 地内)

(2) 良好な景観の形成のための方針

ア 松山藩の城下町としての歴史的景観の保全及び周辺の伝統的町家の再生により、落ち着いたあるまちなみをつくります。

イ 地区に多く存在する緑を保全するとともに緑化を推進し、周辺の自然環境と調和した景観づくりを進めます。

ウ 地区の歴史的建造物は、景観重要建造物に指定するなどして、その保全を図ります。



松山城大手門

(3) 松山歴史公園周辺区景観形成基準

項目		基準
全般的な事項		<p>伝統的な建築物の形態が残る松山歴史公園周辺地区内においては、まちなみの連続性や、周辺の自然環境との調和に配慮した建築物の形態・配置とする。</p> <p>特に県道海ヶ沢松山線の沿道には、切妻の大屋根と下屋部分の二面構成、大屋根部分の妻面の木組みを生かした構成など、伝統的町家の意匠を今に伝える建築物が多く残り、美しいまちなみ景観創出のため、今後、伝統的町家建築の保全と再生を目指す。</p> <p>その他地区内の建築物については、ゆとりのある敷地形態を最大限に生かし、和風の建築物形態や屋敷林、生垣等の保全を図り、地区全体の景観を壊さないよう配慮する。</p>
建築物	構造	木造を原則とする。(鉄筋コンクリート造・鉄骨造とする場合は、外観を、伝統的な和風建築様式とする。)
	意匠	伝統的和風建築の意匠とし、外装壁面や開口部等は建築物と調和したものとする。
	高さ	12mまでとする。 昔ながらの集落としての良好な住環境を維持するため、建築物の高さは低く抑えるよう配慮する。なお通りに面する二階の軒高は、通りの伝統的町家建築物と合わせるよう配慮する。
	屋根	勾配屋根、瓦葺き(黒系の和瓦)を原則とする。屋根の方向は、周囲の建築物に合わせるよう配慮する。
	外壁	仕上げについては漆喰壁に下見板張りという伝統的な建築様式又は漆喰塗り、板張り、吹き付けなどを基本とする。
工作物等	塀など	通りに面して建築物がないところでは、板塀、土塀又は生垣を設置する。ブロック塀は板塀又は土塀に見えるように修景を施す。板塀・土塀を設置する場合、またブロック塀を板塀又は土塀に見えるように修景を施す場合の色彩は、無彩色又は落ち着いた茶系色を基調とする。
	広告物(看板)	<p>広告物の素材は、歴史的な雰囲気と調和するよう、木等の落ち着いた素材感を持つものを使用するよう配慮する。</p> <p>広告物の設置場所は原則として一階部分のみとし、二階より上の部分(屋上含む)には設置しないよう配慮する。</p> <p>建植看板、壁面から突出する看板は原則として設置しないものとする。</p> <p>使用色は高彩度を避け、落ち着いた色彩を基調とする。</p>
	設備機器	空調の室外機やガスボンベ等は、道路から見えない場所に設置するか、目隠し等の修景を施すよう配慮する。
	自動販売機	高彩度の色は使用せず落ち着いた色彩を使用したり、周囲を板材で覆うなどの修景を施すよう配慮する。
	駐車場	歴史的な雰囲気と緑豊かな周辺環境と調和するよう生垣の設置に配慮する。
その他	色彩	高彩度の色を使用せず、周辺のまちなみや自然環境との調和に配慮する。広告物や屋外の設備機器については、同系色で建築物との調和に配慮する。
	植栽	敷地内では生垣や植栽などによる緑化、適切な樹木の維持管理に配慮する。